

医療・年金

国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入の方へ
4月1日から
高額な外来診療窓口
支払いが一定の金額に
とどめられます

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の医療機関などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後日、高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、1か所の医療機関などで限度額を超えている場合に限っては、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

国民健康保険に加入の方

保険証と限度額適用認定証を提示すれば、医療機関などの窓口での支払いが、一定の金額にとどめられます。

限度額適用認定証の発行は、市民窓口グループにて手続きを

してください。

※ただし、国民健康保険税に滞納のない世帯に限ります。

後期高齢者医療保険に加入の方

保険証を提示すれば、医療機関などの窓口での支払いが、一定の金額にとどめられます。

市民税非課税世帯の方は、事前に「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受け、保険証と一緒に提示することで、医療機関などの窓口での支払いをさらに低い金額にとどめることができます。

該当する方は、市民窓口グループで手続きしてください。

手続きに必要なもの 保険証、認印

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-1111

・国民健康保険担当（内線261）

262

・後期高齢者医療担当（内線227）

国民年金、こんなときは かならず届け出を

○会社を退職したとき

- ・国民年金の加入手続き
- ・被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き

（届出先 市民窓口グループ）

○結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき

- ・第3号被保険者への種別変更の手続き

（届出先 配偶者の勤務先）

○配偶者の扶養からはずれたとき

- ・第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き

（届出先 市民窓口グループ）

○年金手帳をなくしたとき

- ・再交付の手続き

（届出先 市民窓口グループ）

○口座振替を開始・変更するとき

- ・口座振替納付（変更）申出書の提出

（届出先 金融機関）

○納付書を紛失したとき

（届出先 金融機関）

○納付書を紛失したとき

（届出先 刈谷年金事務所）

○保険料を納めることが困難なとき

- ・全額、半額、1/4、3/4の各免除の手続き

（届出先 市民窓口グループ）

○学生で保険料を納めることが困難なとき

- ・学生納付特例の手続き

（届出先 市民窓口グループ）

○若年者納付猶予の手続き

（届出先 市民窓口グループ）

○65歳になったとき

- ・老齢基礎年金の請求
- ・第1号被保険者期間のみ加入の方

（届出先 市民窓口グループ）

福祉

問合せ先
市民窓口グループ
☎52-1111（内線216）
刈谷年金事務所
☎21-2159

福祉

戦没者等の遺族の皆さんへ
第9回特別弔慰金の
請求期限が
近づいています

支給対象 戦没者等の死亡当時

のご遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受けられる方が亡くなるなどしたことから、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない方。

請求期限 平成24年4月2日（月）

※請求期間を過ぎると、第9回特別弔慰金を受ける権利がなくなり、お早めにご請求ください。

問合せ先
いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871
愛知県恩給援護グループ
☎052-954-6264

問合せ先
名古屋地方裁判所岡崎支部庁舎内岡崎検察審査会事務局
☎0564-51-5793

ご存じですか 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなど犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。

相談や申し立ての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。検察審査会は、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことの善し悪しを審査します。

問合せ先

名古屋地方裁判所岡崎支部庁舎内岡崎検察審査会事務局
☎0564-51-5793